

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置  
(建設工事)

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置願います。

記

第一 措置の概要

新労務単価等の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、工事請負契約約款第65条の定めに基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

(1) 対象となる工事

令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、令和8年2月以前の労務単価を適用して予定価格を積算しているもの

※技術検査課が提示している工事請負契約約款を契約に用いているものに限る

(2) 請負代金額の算出

次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。(参考様式1～3)

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び**当初契約時点**の物価により積算した予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約の落札率

第三 受注者への説明について

① 労務単価特例措置の対象となる工事

受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明すること。

② 令和8年2月28日以前に契約し、令和8年3月1日時点で履行が完了していない工事にインフレスライド条項(工事請負契約約款第26条6項)に基づく対応が可能となる場合があることを受注者に対し説明すること。